

令和6年度市民税・県民税申告相談のおしらせ【仙北地域版】

今年の仙北地域の市民税・県民税の申告相談は、令和6年2月8日（木）からはじまります。

申告相談においての留意点をお知らせします。

（詳しくは『広報だいせん だいせん日和1月号』にも記載しております）

申告会場はさくまろ館大研修室（仙北支所となり）、開場時間は8時からです

番号札は、さくまろ館玄関にて午前8時から受取ができます。

混雑を避けるため、地区ごとに指定日を設けております。裏面の日程表をご確認の上、ご来場ください。

※仙北地域以外の会場でも申告できます。他地域の申告日程については、広報1月号をご参照ください。

※譲渡申告用の確定申告書が送付された方、申告の内容が複雑な方などにつきましては、直接税務署への申告をお勧めする場合がありますので、ご了承ください。

※今年も全会場で日曜申告を行いますが、受付時間は15:00(午後3時)までとなります。

「申告書」や「申告のお知らせハガキ」の送付について

「申告書」や「お知らせハガキ」が送付されなくても、以下(◆)のような事例に該当する方は申告が必要と思われるので、資料や内訳書を持参の上、申告会場にお越しください。

なお、「申告書」が送付されなかった方で、申告書や申告の手引きが必要な場合は、個別に郵送しますので仙北支所市民サービス課までご連絡ください。

- ◆ 営業、農業、不動産所得があった方（※青色申告は受取のみで市では書類作成はできません）
- ◆ 医療費控除など年末調整で申告していない各種控除の申告をする方
- ◆ 昨年中に退職等の理由や2か所以上の事業所から給与を支給された理由により年末調整をしていない方
- ◆ 新規に住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用を受ける方
- ◆ 昨年中に土地、建物、高額な動産等を売却した方
- ◆ 昨年中に生命保険、損害保険や定期年金の満期、解約など払い戻しがあった方
- ◆ 災害義援金などの寄付金控除を受けたい方
- ◆ 風水害・雪害などで住宅や家財に被害を受けたため、雑損控除を受けたい方 など

※上記に該当せず、申告しなくていいかどうか不明な方は、広報1月号にフローチャートを掲載しておりますので、そちらをご確認いただくか、事前にご相談ください。

申告に必要な物（申告書にはマイナンバーの記載が必要です）

- ①マイナンバーカードまたは、②マイナンバー通知カードと身分証明書（運転免許証、保険証等）
（※被扶養者や事業専従者の分のマイナンバーも必要です。ただし身分証明書は不要です。）
- 本人名義の通帳又はキャッシュカード（所得税の還付金がある場合に必要です）
- 税務署から確定申告書やハガキが送付された方は、その送付物（確定申告のお知らせはがき 等）
- 給与所得や公的年金所得がある方・・・源泉徴収票の原本（※確定申告をする場合、源泉徴収票の確認をさせていただく必要があります。支払額の多少に関係なく申告会場にご持参ください。）
- 営業、不動産所得などの所得がある方・・・収支計算書・領収書など
- 農業所得がある方・・・収支計算書（収支ノート）、領収書、農協等からの申告用証明書など
（※農業所得は、全て収支計算となっておりますので必ず準備してください。）
- 医療費控除を受ける方・・・医療費の支払総額や保険等からの補てん額をまとめた計算書または「医療費通知」（医療費のお知らせなど）【※申告受付をスムーズに行うため、領収書類は整理・集計のうえ、ご持参ください。】
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など各種控除を受ける方・・・掛金の証明書・領収書
- 上記以外の所得や控除を申告される方・・・収入金額、支出金額の内容がわかる書類など

【問い合わせ先：大仙市役所仙北支所市民サービス課税務担当 0187-63-3003（内線130）】

令和6年度（令和5年分） 仙北地域申告相談日程表

月	日	曜日	申告相談指定地区	
			午前受付 9時～11時30分	午後受付 1時～4時
2月	1日	(木)		×
	2日	(金)		×
	3日	(土)		×
	4日	(日)		×
	5日	(月)		×
	6日	(火)		×
	7日	(水)		×
	8日	(木)	上通り・畑田・勸農地	天ヶ沢・沖田・雇用促進住宅
	9日	(金)	川前（東・中央・北・西）	大和田住宅・大和田西
	10日	(土)		×
	11日	(日)		×
	12日	(月)		×
	13日	(火)		×
	14日	(水)	北川目	新屋敷・上川原
	15日	(木)		×
	16日	(金)	下沖田・琴平	金堀・田茂木水里
	17日	(土)		×
	18日	(日)		×
	19日	(月)	上沖田・上り場・中央・穂田原	沼田・中払田
	20日	(火)	大嶋・薬師・上高梨・上高梨東	上野田
	21日	(水)	上払田	於園・下払田
	22日	(木)		×
	23日	(金)		×
	24日	(土)		×
	25日	(日)	休日申告受付日	休日申告受付日※受付は午後3時まで
	26日	(月)		×
	27日	(火)	下橋本・中橋本	田中・上橋本
	28日	(水)		×
	29日	(木)	下横堀	上村・川戸賀
3月	1日	(金)		×
	2日	(土)		×
	3日	(日)		×
	4日	(月)	鶴田	王野田・寺村
	5日	(火)		×
	6日	(水)		×
	7日	(木)	団子町	上本郷・下本郷
	8日	(金)	善丁防・刈又	荒巻・弥兵衛谷地
	9日	(土)		×
	10日	(日)		×
	11日	(月)	一ツ森・赤沼	下福田・木村
	12日	(火)		×
	13日	(水)		×
	14日	(木)	上福田	西寺村・谷地村
	15日	(金)	中屋布・福嶋・谷地	上田茂木・下田茂木・介護施設等

令和6年度の申告会場は
さくまろ館大研修室（仙北支所となり）です。

- ☆ 指定地区欄に「×」印の記載されている日は仙北地域での申告相談は行いません。（仙北地域は2月8日から申告相談を開始します。）
- ☆ 申告に来た際は、会場入口にあります番号札をお取りになってお待ちください。
- ☆ 午前中に番号札をお取りになっても、混み具合によっては午後の申告相談にまわっていただく場合がございます。ご了承願います。
- ☆ 各地区の日程は、来場予定人数・対応職員の人数等により調整したもので、混雑を緩和する為のものです。指定日にご都合の悪い方は、相談期間内の都合のよい開催日にお越しください。なお、他地域で開催している申告相談会場でも申告相談ができます。



○番号札の受取ができるのは、さくまろ館玄関にて午前8時からとなります。受取時には、お名前等のご記入にご協力をお願いいたします。
○日曜申告（2月25日）の受付時間は午後3時までです。

○問い合わせ先
大仙市役所仙北支所市民サービス課税担当 電話0187-63-3003（内線130）